

農業者スキルアップ支援事業補助金取扱要領

1. 目的

この補助金は、田村市内に居住する農業者及び農業者グループ等が、自らの経営スキルの向上を目的とした先進地等への視察研修に対し、交付を行うものである。ただし、観光・慰安的な研修は対象外とする。

2. 資格

交付対象者は、下記共通要件及び①～③の要件のいずれか一つを満たす者で、公的団体または JA 等の農業団体等から推薦を受けた者とする。

なお、認定農業者及び新規認定農業者であることは問わない。

共通要件：主たる営農地もしくは営農予定地が田村市内である 65 歳以下の者。

①販売農家であること。(経営耕地面積 30a 以上または農畜産物販売額が年間 50 万円以上の農家。)

②上記の者が研修を目的として結成したグループ。

③新規就農を計画している者で、田村市での営農活動に意欲と能力を有する者。

3. 補助対象

この補助金の対象項目は下表のとおりとし、表に定めのないものは原則補助の対象とならない。

なお、長期研修の場合は別途相談のこと(合理的な経費については予算の範囲内で対象とする)。

項目	対象区分	摘要
車賃	1kmあたり10円	研修先及び宿泊先へ移動するにあたり合理的なルートのみが対象。
高速道路料金	現に支出した金額	
鉄道賃	同上	
航空賃	同上	
船舶賃	同上	
タクシー・レンタカー代	同上	
宿泊費	研修を受けるために必要最小限の日数。なお、県内は対象外。	上限:1泊あたり11,000円/1人 ※1
研修費	受講料、指導料、教材購入料	教材費については研修先が指定するものを購入する場合。

※1 食事代や入湯料など宿泊施設が提供し、宿泊する際の一般的なサービスのみが対象。宴会やその他娯楽にかかる費用は補助の対象とならない。

4. 補助金の額

1回の研修に対し補助金の上限は、1人あたり5万円とする。

なお、グループで参加する場合、車賃、高速道路料金、タクシー・レンタカー代など重複する経費は代表となる1名のみを対象とする。

5. 周知及び募集の方法

周知は市発行の広報誌とホームページ、市フェイスブックにより行う。

募集については随時申し込みを受け付けることとし、予算が無くなり次第事業終了とする。

6. 申し込み方法

補助金の交付を希望する者は、実施計画書に行程表と推薦書を添付し農林課へ提出を行うこと。

提出された計画書は農林課(産業部)において田村市補助金等の交付等に関する規則(以下、「規則」という。)第3条の規定に基づき審査し、研修内容が補助事業として適切な場合は事業者に対し内示を行う。

7. 交付申請

補助金の内示を受けた者は事業の着手にあたり、規則で規定する申請書に収支予算書を添付し、農林課へ提出すること。

8. 実績報告

補助金の交付決定を受けた者は、事業実施後実績報告書に次の書類を添付して農林課に提出しなければならない。

- (1) 収支清算書
- (2) 事業に要した領収書又は経費の額が分かる書類
- (3) 補助金請求書
- (4) 研修レポート(研修を受けた感想、今後の抱負など)

※グループの場合は全員提出すること。

9. その他

補助金は実績報告を確認後清算払いにより行うこととし、概算払いは行わない。

附則

この要領は、平成30年6月21日から施行する。